



TAKAMATSU SHINYO KINKO

— 2020 DISCLOSURE —



2020年 ディスクロージャー誌
資料編



街に笑顔を！！

高松信用金庫

TAKAMATSU SHINYO KINKO

2020 DISCLOSURE

CONTENTS

1~2 / 貸借対照表

3~6 / 貸借対照表の注記

7~8 / 損益計算書、剰余金処分計算書

9~10 / 主要な業務の状況を示す指標、役員数・職員の状況、子会社等、報酬体系について

11~12 / 預金・預り資産の状況、有価証券の状況

13~14 / 貸出金等の状況

15~16 / 不良債権の開示について

17~24 / 自己資本の充実の状況等

INDEX

■信用金庫法施行規則第132条等に基づく開示項目

1. 金庫の概況および組織に関する事項

事業の組織	本編	資料編
理事および監事の氏名および役職名	12	
事業所の名称および所在地	29	

2. 金庫の主要な事業内容

業務のご案内	本編	資料編
商品・サービス業務のご案内	18	19~21

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1)直近の5事業年度における事業の概況	本編	資料編
(2)直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	7~8	

経常収益、経常利益および当期純利益	本編	資料編
会員数・出資総額・出資総口数・出資に対する配当金・出資1口あたりの配当金	11	

純資産額および総資産額	本編	資料編
預金積金残高	11	
貸出金残高	13	
有価証券残高	11	
単体自己資本比率	17	
役員数	10	
職員数	10	

(3)直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	本編	資料編
①主要な業務の状況を示す指標	9~10	

業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益およびコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	本編	資料編
資金運用収支、役員取引等収支およびその他業務収支	9	
資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび資金利鞘	9~10	
受取利息および支払利息の増減	9	
総資産経常利益率	10	
総資産当期純利益率	10	

②預金に関する指標	本編	資料編
流動性預金、定期性預金、譲渡性預金およびその他の預金の平均残高	11	
固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残高	11	

③貸出金等に関する指標	本編	資料編
手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	13	
固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	14	
担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、不動産、保証および信用の区分)の貸出金残高および債務保証見返額	13	
用途別(設備資金および運転資金の区分)の貸出金残高	14	
業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	14	
預貸率の期末値および期中平均値	10	

④有価証券に関する指標	本編	資料編
有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国証券およびその他の証券の区分)の残存期間別の残高	12	
有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国証券およびその他の証券の区分)の平均残高	11	
預証率の期末値および期中平均値	10	

4. 金庫の事業の運営に関する事項	本編	資料編
(1)リスク管理体制	23	
(2)法令等遵守の体制	25	
(3)中小企業の経営改善および地域活性化のための取組みの状況	15~16	
(4)金融ADR制度への対応	27	

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	本編	資料編
(1)貸借対照表・損益計算書および剰余金処分計算書	1~8	
(2)貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	15	
破綻先債権に該当する貸出金	15	
延滞債権に該当する貸出金	15	

3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	本編	資料編
貸出条件緩和債権に該当する貸出金	15	
(3)自己資本(基本的項目に係る細目を含む)の充実の状況	17~24	
(4)次に掲げるものに関する取得価額、契約価額、時価および評価損益		
有価証券	12	
金銭の信託	12	
施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引	12	
(5)貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	14	
(6)貸出金償却の額	14	
(7)金庫が貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	8	

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	本編	資料編
	10	

■「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(金融再生法)に基づく開示項目	本編	資料編
金融再生法開示債権の状況	16	

■自己資本比率規制の第3の柱に関する開示事項・単体における事業年度の開示項目	本編	資料編
(1)自己資本の構成に関する事項	18	
(2)自己資本の充実度に関する事項	19	
(3)信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)	20~21	
イ.信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高	20	
ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	21	
ハ.業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等	21	
ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	21	

(4)信用リスク削減手法に関する事項	本編	資料編
(5)派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	22	
(6)証券化エクスポージャーに関する事項	23	
イ.保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	23	
ロ.保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等	23	

(7)出資等エクスポージャーに関する事項	本編	資料編
イ.出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等	23	
ロ.出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額	23	
ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	23	
ニ.貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額	23	

(8)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	本編	資料編
(9)オペレーショナル・リスクに関する事項	24	
(10)銀行勘定における金利リスクに関する事項	24	

■その他	本編	資料編
「経営者保証に関するガイドライン」に沿った運用について	17	
「経営者保証に関するガイドライン」への取組み	17	
総代会制度について	9~10	
反社会的勢力に対する基本方針	26	
当金庫の金融商品に係る勧誘方針	27	
個人情報保護宣言(プライバシーポリシー) <抜粋>	26	
お客様保護について	26	
金融犯罪への対応について	24	

預金・預り資産の状況	本編	資料編
有価証券の状況	11	11~12
貸出金等の状況	13~14	
子会社等	10	
店舗外CD・ATM一覧表	30	

注) 諸計数につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示していますので、合計額と一致しない場合があります。	本編	資料編

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成31年3月31日 残 高	令和2年3月31日 残 高	
(資 産 の 部)			
現金や小切手等で保有しています。	現金	3,005	3,173
信金中金等に預けたお金です。	預け金	117,955	113,331
	買入金銭債権	285	766
	金銭の信託	0	0
	有価証券	162,988	167,121
	国債	23,524	19,178
	地方債	11,418	8,173
	社債	72,276	79,150
	株式	3,168	2,662
	その他の証券	52,600	57,957
企業や個人のお客様にご融資した お金です。	貸出金	205,261	209,896
	割引手形	1,584	1,288
	手形貸付	13,569	12,715
	証書貸付	177,423	180,817
	当座貸越	12,684	15,075
	その他資産	3,225	3,022
内国為替取引で、他の金融機関から 受け取る金額について一時立替払い を行っている金額です。	未決済為替貸	86	44
	信金中金出資金	2,184	2,184
	前払費用	23	17
	未収収益	612	559
	その他の資産	318	216
店舗の土地・建物、車両や機器等、 金庫が保有している動産や不動産の 金額です。	有形固定資産	4,573	4,414
	建物	1,401	1,330
	土地	2,733	2,733
	リース資産	2	1
	その他の有形固定資産	436	348
ソフトウェアや電話加入権などの長期 に亘って保有する無形の資産です。	無形固定資産	128	104
	ソフトウェア	105	81
	その他の無形固定資産	22	22
	前払年金費用	66	71
取引先の保証債務に対する求償権の額です。	債務保証見返	1,738	1,496
貸出金等に対する将来の貸倒損失見込額 をあらかじめ引き当てたものです。	貸倒引当金	△ 4,914	△ 5,417
	(うち個別貸倒引当金)	(△ 4,285)	(△ 4,421)
	資産の部合計	494,313	497,981

(単位:百万円)

	科 目	平成31年3月31日 残 高	令和2年3月31日 残 高
	(負 債 の 部)		
お客様からお預かりしているご預金・積金の総額です。	預金積金	418,276	425,337
	当座預金	6,063	4,774
	普通預金	159,409	171,959
	貯蓄預金	1,347	1,338
	通知預金	80	87
	定期預金	226,518	226,541
	定期積金	18,725	13,040
	その他の預金	6,130	7,595
	借入金	28,368	30,514
	借入金	28,368	30,514
	債券貸借取引受入担保金	16,445	13,412
	その他負債	901	897
内国為替取引で、他の金融機関へ支払う金額を一時預かっている金額です。	未決済為替借	147	89
ご預金の既経過利息などです。	未払費用	228	214
定期積金の未払利息相当額です。	給付補填備金	10	4
期末での未納法人税等の見積額です。	未払法人税等	9	9
貸出金の利息等で翌期以降に属するものを計上しているものです。	前受収益	28	32
法定脱退した会員の持分を期末の財産確定まで預かっている金額です。	払戻未済金	22	61
	職員預り金	284	290
	リース債務	2	2
有形固定資産を将来除去したときにかかる費用を、現在価値に置き換えて、それを減価償却しているものです。	資産除去債務	76	77
	その他の負債	91	117
	賞与引当金	111	108
職員の退職給付に備えるため、退職給付会計に基づき必要額を計上しているものです。	退職給付引当金	903	918
	役員退職慰労引当金	88	54
税効果会計の適用により、将来支払が見込まれる税金の額を計上しているものです。	預金払戻損失引当金	46	32
	繰延税金負債	692	85
土地再評価法に従って土地を再評価した際の旧簿価との差額のうち、税金に相当する部分です。	再評価に係る繰延税金負債	309	309
代理貸付委託機関等に対する保証債務の額を計上しているものです。	債務保証	1,738	1,496
	負債の部合計	467,881	473,168
	(純 資 産 の 部)		
	出資金	2,088	2,027
	普通出資金	2,088	2,027
	利益剰余金	20,337	20,508
	利益準備金	1,886	2,007
	その他利益剰余金	18,451	18,501
	特別積立金	17,250	18,240
	当期末処分剰余金	1,201	261
会員の自由脱退により、その持分を金庫が譲り受けた金額を計上しているものです。	処分未済持分	△ 0	△ 0
会員の皆様の出資金や、毎期の利益を蓄積してきた特別積立金等、一般の「株主資本」にあたるものです。	会員勘定合計	22,426	22,535
その他有価証券の評価差額から税効果相当額を控除したものです。	その他有価証券評価差額金	3,462	1,733
土地再評価法に従って土地を再評価した際の旧簿価との差額のうち、税金相当額を除いたものです。	土地再評価差額金	543	543
	評価・換算差額等合計	4,005	2,277
	純資産の部合計	26,432	24,813
	負債および純資産の部合計	494,313	497,981

貸借対照表の注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、子会社等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))ならびに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	23年~47年
その他	3年~20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として3年~5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和2年3月17日)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
また、破綻懸念先および貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署および融資部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っており、当該部署から独立した監査部が査定結果および引当を監査しております。
なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は40百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準による方法であります。なお、過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況および制度全体の拠出等に占める当金庫の割合ならびにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(平成31年3月31日現在)	
年金資産の額	1,650,650 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	1,782,453 百万円
差引額	△ 131,803 百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成31年3月31日現在) 0.3588%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円および別途積立金48,949百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金68百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額98百万円
- 子会社等の株式の総額0百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額6,831百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は900百万円、延滞債権額は8,436百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありませぬ。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は590百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は9,927百万円であります。
なお、16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成26年11月28日)に基づいて、参加者に売却したのとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、25百万円であります。

21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,288百万円であります。

22. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	12,000百万円
有価証券	35,692百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	30,502百万円
債券貸借取引受入担保金	13,412百万円

上記のほか、日本銀行金融ネットワークシステムの担保として日本銀行へ有価証券を304百万円、当座借越契約の担保および為替決済保証金として信金中金へ預け金(信金中金定期預金)を10,500百万円差し入れております。

23. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,319百万円

24. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は570百万円であります。

25. 出資1口当たりの純資産額6,120円73銭

26. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、純投資目的および事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、ローン事業に関する管理規程および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣が参加する融資委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスクは、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則において、リスク管理方法や手続等の

詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、半期ベースで理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は資金運用部を通じ、理事会および資金運用委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」(時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品を除く)、「貸出金」、「預金積金」、「預け金」等の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間6ヵ月、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和2年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、5,174百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表		
	計上額	時価	差額
①現金	3,173	3,173	—
②預け金	113,331	113,512	181
③有価証券	166,798	166,798	—
その他有価証券	166,798	166,798	—
④貸出金(*1)	209,896		
貸倒引当金(*2)	△4,413		
貸出金計	205,482	205,857	374
金融資産計	488,785	489,341	556
①預金積金	425,337	425,427	90
②借入金	30,514	30,667	153
③債券貸借取引受入担保金	13,412	13,412	—
金融負債計	469,263	469,507	243

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

貸借対照表の注記

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自金庫保証付私募債は、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、28.から30.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権および破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、残存期間が短期間のものや変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、変動金利定期は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

(単位:百万円)

非上場株式(*1)	111
投資事業組合出資金(*2)	211
子会社等株式(*1)	0
合計	323

(*1) 非上場株式(時価のあるものは除く。)、子会社等株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年超		5年超	
	1年以内	5年以内	10年以内	10年超
① 預け金(*1)	77,831	25,000	1,500	9,000
② 有価証券(*2)	15,521	45,590	62,261	30,683
③ 貸出金(*3)	35,103	68,769	45,471	40,719
合計	128,455	139,358	109,234	80,403

(*1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(*2) その他有価証券のうち満期がある債券の期間ごとの償還予定額を、計上しております。

(*3) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定金額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年超		5年超	
	1年以内	5年以内	10年以内	10年超
① 預金積金(*)	386,650	38,643	12	29
② 借入金	4,946	20,144	3,361	2,062
③ 債券貸借取引受入担保金	13,412	—	—	—
合計	405,008	58,787	3,373	2,092

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

28. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は下記のとおりであります。

その他有価証券

(単位:百万円)

	貸借対照表		
	計上額	取得原価	差額
(貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
① 株式	2,048	1,132	916
② 債券	91,985	89,496	2,488
国債	18,142	17,414	727
地方債	7,402	7,230	172
社債	47,996	47,083	913
外国証券	18,443	17,768	675
③ その他	15,732	14,716	1,016
小計	109,767	105,346	4,421

(貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)

① 株式	501	610	△109
② 債券	45,923	46,942	△1,018
国債	1,035	1,049	△13
地方債	771	791	△20
社債	31,153	31,566	△413
外国証券	12,963	13,535	△571
③ その他	10,606	11,524	△918
小計	57,031	59,077	△2,046
合計	166,798	164,423	2,374

(注) 上記の評価差額から繰延税金負債640百万円を差し引いた額1,733百万円が「その他有価証券評価差額金」として計上されております。

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却益の			売却損の 合計額
	売却額	合計額	合計額	
① 株式	333	—	198	
② 債券	10,040	51	0	
国債	4,022	15	—	
地方債	3,031	24	—	
社債	2,985	11	0	
外国証券	—	—	—	
③ その他	1,264	12	38	
合計	11,638	64	236	

30. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末日における時価が取得価額に比べ50%以上下落した場合、または期末日における時価が取得価額に比べ30%以上50%未満下落した場合で、①過去1年間に一度も時価下落率が30%未満にならなかった場合(なお、債券の場合は、単に一般市場金利の大幅な上昇によって時価が著しく下落した場合であっても、いずれ時価の下落が解消すると見込まれるときは、回復する可能性があるものと認められるが、格付けの著しい低下があった場合や、債券の発行会社が債務超過や連続して赤字決算の状態にある場合など、信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない。)②発行会社が債務超過の状態にある場合、あるいは2期連続で当期損失を計上しており、翌期も当期損失計上が予想される場合であります。

31. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は79,734百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが24,341百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注1)	84百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	1,195
退職給付引当金損金算入限度額超過額	254
減価償却費損金算入限度額超過額	112
固定資産減損	158
賞与引当金	30
有価証券減損	17
その他	190
繰延税金資産小計	2,043
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,465
評価性引当額小計	△1,465
繰延税金資産合計	578
繰延税金負債	
建物(資産除去費用)	3
その他有価証券評価差額金	640
その他	19
繰延税金負債合計	663
繰延税金負債の純額	85

(注1) 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(令和2年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(*1)	—	—	—	—	—	84	84
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	84	84

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金(法定実効税率を乗じた額)については、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断しております。

33. 追加情報

新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大やそれに伴う緊急事態宣言発出による影響は、今後1年程度は続くものと想定し、特に特定業種向けの貸出金等の信用リスクに大きな影響があると考えております。

こうした仮定のもと、これらの予想される損失に備えるため、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に今後予想される倒産状況に基づいて修正を加えた予想損失率によって、追加の引当金431百万円を計上しております。

当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルス(COVID-19)感染状況やその経済への影響が変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

損益計算書

(単位:千円)

科 目	第70期 平成30年4月 1日から 平成31年3月31日まで 金 額	第71期 平成31年4月 1日から 令和 2年3月31日まで 金 額	
経常収益の中心は、貸出金利息です。	経常収益	6,369,415	6,053,558
資金を貸出金や有価証券等で運用した結果得られた利息収益です。	資金運用収益	5,292,903	5,196,709
	貸出金利息	3,400,888	3,281,530
	預け金利息	249,330	205,767
	有価証券利息配当金	1,587,465	1,651,837
	その他の受入利息	55,219	57,573
振込等のサービスにより得られた手数料等の収益です。	役務取引等収益	721,716	735,589
	受入為替手数料	219,711	224,103
	その他の役務収益	502,004	511,486
主に保有している国債等の債券を売却するなどして得た収入等です。	その他業務収益	47,443	104,417
	外国為替売買益	560	—
	国債等債券売却益	10,860	51,896
	その他の業務収益	36,022	52,521
その他種々の取引収入等です。	その他経常収益	307,352	16,841
	貸倒引当金戻入益	86,874	—
	償却債権取立益	20,184	1,667
	株式等売却益	167,171	12,127
	金銭の信託運用益	0	—
	その他の経常収益	33,121	3,047
経常費用の中心は、預金利息と経費から成り立っています。	経常費用	5,467,745	5,747,295
お預かりしているご預金に対する利息です。	資金調達費用	155,623	130,474
定期積金の当期に負担した利息に相当するものです。	預金利息	116,768	89,064
	給付補填備金繰入額	4,990	3,952
	借入金利息	30,878	34,535
	債券貸借取引支払利息	1,513	1,418
	その他の支払利息	1,472	1,504
為替の取次ぎ手数料や信用保証料等の支払いとして支出したものです。	役務取引等費用	598,220	589,982
	支払為替手数料	77,724	79,326
	その他の役務費用	520,496	510,655
保有する債券について発生した損失等が含まれます。	その他業務費用	422,599	40,465
	外国為替売買損	—	135
	国債等債券売却損	421,143	38,511
	国債等債券償還損	—	754
	その他の業務費用	1,456	1,064
給料等の必要な営業上の経費です。	経費	4,218,171	4,175,267
	人件費	2,717,284	2,696,243
	物件費	1,383,466	1,357,772
	税金	117,420	121,251
	その他経常費用	73,130	811,106
	貸倒引当金繰入額	—	563,022
貸出金や保有する株式について発生した損失等が含まれます。	貸出金償却	22	2,926
	株式等売却損	33,061	198,203
	その他の経常費用	40,047	46,953

損益計算書

(単位:千円)

科 目	第70期 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで 金 額	第71期 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで 金 額	
金庫本来の損益です。	経常利益	901,669	306,262
	特別損失	59,422	10,711
	固定資産処分損	11	1,258
	減損損失	59,411	9,452
税金を控除する前の損益です。	税引前当期純利益	842,247	295,551
当期の所得に対して負担する税金です。	法人税、住民税および事業税	7,169	7,970
	過年度法人税還付金額	△102,963	—
法人税、住民税および事業税を 税効果会計により調整するものです。	法人税等調整額	△206,041	54,289
	法人税等合計	△301,836	62,259
税引き後の最終損益です。	当期純利益	1,144,083	233,292
	繰越金(当期首残高)	27,319	27,843
土地再評価差額金を取崩した額です。	土地再評価差額金取崩額	30,099	—
	当期末処分剰余金	1,201,502	261,135

- 注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 子会社等との取引による費用総額30百万円
 3. 出資1口当たり当期純利益金額56円28銭
 4. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位:百万円)

場所	用途	種類	減損損失
香川県2ヶ所	所有資産	土地	9

資産のグルーピングについては、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、衛星店舗等は母店と一つのグルーピング)、遊休資産・賃貸資産については、各々1つの単位としております。本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。賃貸資産の賃貸収入減少によるキャッシュ・フローの低下および遊休資産に対する処分費用の見積額増加により、上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額9百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価に基づいて奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	第70期 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで 金 額	第71期 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで 金 額
当期末処分剰余金	1,201,502,056	261,135,698
合計	1,201,502,056	261,135,698
剰余金処分額	1,173,658,437	240,831,028
利益準備金	121,000,000	20,007,500
普通出資に対する配当金	(年3%) 62,658,437	(年3%) 60,823,528
特別積立金	990,000,000	160,000,000
繰越金(当期末残高)	27,843,619	20,304,670

会計監査人の監査について

平成30年度および令和元年度の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

令和元年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和2年6月22日
 高松信用金庫
 理事長 大橋 和夫

主要な業務の状況を示す指標

主要な経営指標の推移

(損益:千円、残高:百万円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利益	経常収益	7,155,599	6,804,227	6,413,996	6,369,415	6,053,558
	経常費用	5,281,000	5,331,291	5,150,706	5,467,745	5,747,295
	経常利益または経常損失(△)	1,874,598	1,472,936	1,263,290	901,669	306,262
	当期純利益または当期純損失(△)	1,328,363	1,153,698	1,011,360	1,144,083	233,292
残高	預金積金	396,512	403,152	408,461	418,276	425,337
	貸出金	199,188	200,403	203,617	205,261	209,896
	純資産額	24,038	24,172	24,649	26,432	24,813
	総資産額	436,371	465,913	473,796	492,575	496,484

業務粗利益

(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度
業務粗利益	4,885,619	5,275,794
資金利益	5,137,280	5,066,235
資金運用収益	5,292,903	5,196,709
資金調達費用	155,623	130,474
役務取引等利益	123,495	145,607
役務取引等収益	721,716	735,589
役務取引等費用	598,220	589,982
その他業務利益	△375,156	63,952
その他業務収益	47,443	104,417
その他業務費用	422,599	40,465

業務純益

(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度
業務純益	721,552	775,897
実質業務純益		1,142,497
コア業務純益	1,131,836	1,129,866
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)		1,071,625

- (注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
4. 「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け、令和元年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、令和元年度分のみを開示しております。なお、「業務純益」「コア業務純益」については、昨年度と同様に開示しております。

資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

(平均残高:百万円、利息:千円)

	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	平成30年度	476,990	5,292,903	1.10%
	令和元年度	483,342	5,196,709	1.07%
貸出金	平成30年度	204,167	3,400,888	1.66%
	令和元年度	206,297	3,281,530	1.58%
預け金	平成30年度	117,080	249,330	0.21%
	令和元年度	113,786	205,767	0.18%
有価証券	平成30年度	153,426	1,587,465	1.03%
	令和元年度	160,562	1,651,837	1.02%
資金調達勘定	平成30年度	456,318	155,623	0.03%
	令和元年度	462,595	130,474	0.02%
預金積金	平成30年度	414,218	121,758	0.02%
	令和元年度	418,434	93,016	0.02%
借入金	平成30年度	26,657	30,878	0.11%
	令和元年度	29,725	34,535	0.11%
債券貸借取引 受入担保金	平成30年度	15,147	1,513	0.00%
	令和元年度	14,134	1,418	0.01%

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高
平成30年度 228百万円 令和元年度 241百万円
を控除しております。

受取利息と支払利息

●受取・支払利息の増減

(単位:千円)

	平成30年度			令和元年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	98,144	△288,161	△190,017	107,081	△203,275	△96,194
うち貸出金	59,447	△185,057	△125,609	33,652	△153,010	△119,357
うち預け金	22,063	△32,350	△10,286	△6,844	△36,718	△43,562
うち有価証券	12,819	△66,631	△53,812	73,548	△9,176	64,372
支払利息	4,398	△27,350	△22,952	5,097	△30,246	△25,148
うち預金積金	2,776	△26,612	△23,835	1,265	△30,007	△28,742
うち借入金	1,162	△737	424	3,656	0	3,656

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、増減割合に応じて按分しております。

利益率等

	平成30年度	令和元年度
総資産経常利益率	0.18%	0.06%
総資産当期純利益率	0.23%	0.04%
業務粗利益率	1.02%	1.09%
預貸率（期末）	49.07%	49.34%
〃（期中）	49.28%	49.30%
預証率（期末）	38.96%	39.29%
〃（期中）	37.03%	38.37%
資金運用利回	1.10%	1.07%
資金調達原価率	0.95%	0.93%
総資金利鞘	0.15%	0.14%

為替事務 内国為替取扱実績

(単位:百万円)

	送金・振込為替		代金取立	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
仕向為替	318,618	399,561	8,859	9,634
被仕向為替	348,805	433,696	13,752	13,459

$$\text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

$$\text{業務粗利益率} = \text{業務粗利益} \div \text{資金運用勘定平均残高} \times 100$$

役員数・職員の状況

役員数

(単位:人)

	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
役員数	13	13	12	12	12
うち常勤役員数	8	8	7	7	6

職員の状況

	平成28年3月末			平成29年3月末			平成30年3月末			平成31年3月末			令和2年3月末		
	職員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	職員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	職員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	職員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	職員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男	234	42.4	17.5	234	41.6	16.9	233	41.3	16.4	232	41.3	16.5	229	41.8	16.9
女	151	38.3	14.2	161	38.3	14.2	166	38.6	14.5	167	38.8	14.7	158	40.6	16.3
計	385	40.8	16.3	395	40.3	15.8	399	40.2	15.6	399	40.2	15.7	387	41.3	16.7

子会社等

会社名	高松信友株式会社	設立年月日	昭和40年12月1日
所在地	高松市瓦町1丁目9番地2	資本金	10百万円
主要業務内容	ビル総合管理、宝くじ販売	当金庫議決権比率	100.00%

注) 連結の範囲に関する重要性の判断により、連結対象外としております。

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】 非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】 退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払額

区分	支払総額(単位:百万円)
対象役員に対する報酬等	115

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。2. 左記の内訳は、「基本報酬」91百万円、「賞与」10百万円、「退職慰労金」14百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条1項4号および6号ならびに第3条1項4号および6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

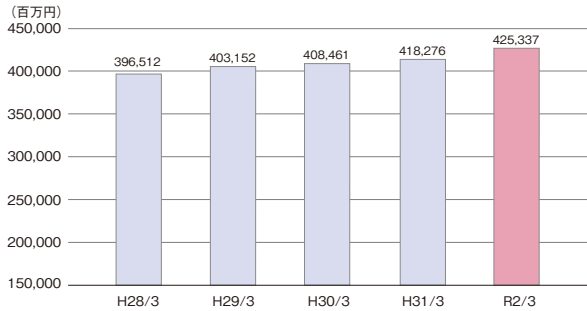
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。3. 「同額以上」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。4. 令和元年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬を受ける者はいませんでした。

預金・預り資産の状況

預金には、積金、譲渡性預金を含んでおります（平成27年度～令和元年度中の譲渡性預金のお預かりはございません）。

預金残高の推移



役員一人当たり・一店舗当り預金残高

	平成31年3月末	令和2年3月末
役員一人当たり預金残高	1,030	1,082
一店舗当り預金残高	13,492	13,720

* 役員数393名 店舗数31店舗

預金者別預金残高・構成比・対前年増減額

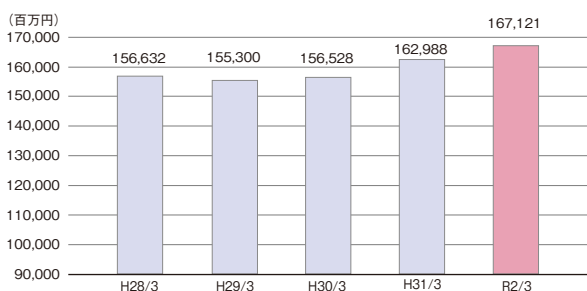
	平成31年3月末		令和2年3月末		
	残高	構成比	残高	増減額	構成比
個人	344,617	82.4%	347,108	2,491	81.6%
法人	59,990	14.3%	62,133	2,143	14.6%
金融機関	426	0.1%	426	0	0.1%
公金	13,241	3.2%	15,669	2,428	3.7%
合計	418,276	100.0%	425,337	7,061	100.0%
(会員)	128,424	30.7%	130,364	1,940	30.6%
(会員外)	289,851	69.3%	294,973	5,122	69.4%

財形貯蓄残高

	平成31年3月末	令和2年3月末
一般財形	34	35
財形年金貯蓄	53	49
財形住宅貯蓄	28	23
合計	115	109

有価証券の状況

有価証券残高の推移



定期預金残高

	平成31年3月末	令和2年3月末
定期預金	226,518	226,541
固定金利定期預金	214,388	215,399
変動金利定期預金	12,129	11,142
その他	0	0

預金科目別平均残高・構成比・対前年増減額

	平成30年度		令和元年度		
	平均残高	構成比	平均残高	増減額	構成比
流動性預金	166,066	40.1%	175,893	9,827	42.0%
当座預金	5,026	1.2%	5,332	306	1.3%
普通預金	158,297	38.2%	167,893	9,596	40.1%
貯蓄預金	1,398	0.3%	1,335	△63	0.3%
通知預金	156	0.0%	160	4	0.0%
別段・納税準備預金	1,186	0.3%	1,171	△15	0.3%
定期性預金	248,151	59.9%	242,541	△5,610	58.0%
定期預金	230,417	55.6%	227,175	△3,242	54.3%
固定金利	217,736	52.6%	215,506	△2,230	51.5%
変動金利	12,680	3.1%	11,668	△1,012	2.8%
その他	0	0.0%	0	0	0.0%
定期積金	17,734	4.3%	15,365	△2,369	3.7%
合計	414,218	100.0%	418,434	4,216	100.0%

預り資産取扱いの残高推移

預り資産とは、公共債、投資信託、生保窓販商品をいいます。当金庫の取扱残高の推移は次のとおりです。

	公共債	投資信託	生保窓販商品	合計
平成30年3月末	1,140	12,411	14,166	27,717
平成31年3月末	890	11,746	15,239	27,875
令和2年3月末	725	8,511	18,527	27,763

* 公共債は個人向け国債を含む国債全般の残高、投資信託は46種類の時価評価額残高、生保窓販商品は一時払個人年金と一時払終身保険の残高です。

有価証券の種類別の平均残高

	平成30年度	令和元年度
国債	22,433	19,794
地方債	11,503	8,156
社債	69,532	74,960
株式	2,363	2,281
外国証券	27,966	31,283
その他の証券	19,627	24,085
合計	153,426	160,562

※上記の「その他の証券」は投資信託等です。

有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位:百万円)

	平成31年3月末								令和2年3月末							
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	4,042	7,289	5,301	3,263	—	3,627	—	23,524	4,027	5,965	4,196	1,420	—	3,569	—	19,178
地方債	3,031	3,164	345	1,176	1,435	2,265	—	11,418	2,312	813	628	848	2,161	1,408	—	8,173
社債	9,153	12,742	7,635	11,765	17,896	13,082	—	72,276	7,021	8,910	12,495	8,999	25,999	15,723	—	79,150
株式	—	—	—	—	—	—	3,168	3,168	—	—	—	—	—	—	2,662	2,662
外国証券	1,408	4,334	6,221	3,385	7,192	8,307	—	30,850	2,059	5,130	5,988	4,474	4,754	8,999	—	31,407
その他	8	—	1,755	1,366	9,225	1,436	7,957	21,749	—	461	702	3,901	10,100	981	10,402	26,550

※上記の「その他」は投資信託等です。

有価証券の時価等情報

1. 満期保有目的の債券

該当ございません。

2. その他有価証券

(単位:百万円)

		平成31年3月末			令和2年3月末		
		B/S計上額	取得原価	差額	B/S計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	① 株式	2,347	1,337	1,010	2,048	1,132	916
	② 債券	126,147	122,619	3,527	91,985	89,496	2,488
	国債	23,002	21,968	1,034	18,142	17,414	727
	地方債	10,859	10,593	265	7,402	7,230	172
	社債	69,887	68,353	1,533	47,996	47,083	913
	その他	22,398	21,703	694	18,443	17,768	675
③ その他	14,352	13,636	715	15,732	14,716	1,016	
小計	142,847	137,593	5,253	109,767	105,346	4,421	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	① 株式	708	832	△123	501	610	△109
	② 債券	11,922	12,052	△129	45,923	46,942	△1,018
	国債	521	524	△2	1,035	1,049	△13
	地方債	559	566	△7	771	791	△20
	社債	2,389	2,399	△10	31,153	31,566	△413
	その他	8,452	8,561	△108	12,963	13,535	△571
③ その他	7,160	7,395	△235	10,606	11,524	△918	
小計	19,791	20,280	△488	57,031	59,077	△2,046	
合計	162,639	157,874	4,764	166,798	164,423	2,374	

※1. B/S計上額は期末日における市場価格等に基づいております。

※2. 上記の「③その他」は投資信託です。

※3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成31年3月末	令和2年3月末
	B/S計上額	B/S計上額
子会社・子法人等株式	0	0
非上場株式	111	111
その他の証券	237	211
合計	349	323

外貨建外国証券残高

該当ございません。

公共債引受額

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
政保債	83	31

金銭の信託の時価等情報

平成30年度				令和元年度			
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの
0	0	—	—	0	0	—	—

公共債窓販実績

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
長期利付国債	—	—
中期利付国債	—	—
個人向け国債	49	57
合計	49	57

商品有価証券

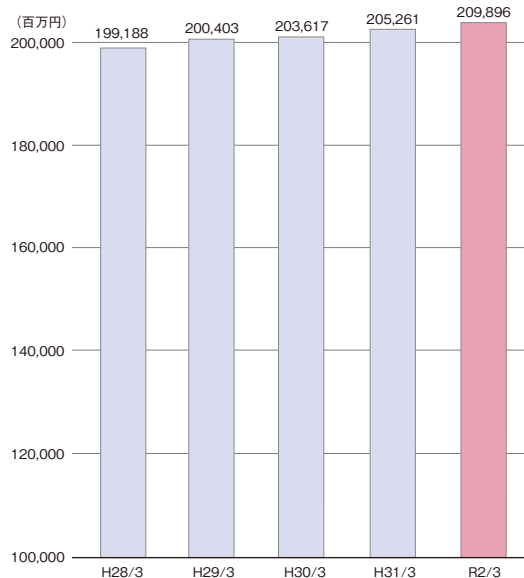
該当ございません。

デリバティブ

信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引は該当ございません。

貸出金等の状況

貸出金残高の推移



貸出金業種別残高では、地方公共団体、建設業、卸売業・小売業、不動産業、教育・学習支援業、情報通信業、学術研究・専門・サービス業、金融・保険業、生活関連サービス業・娯楽業、運輸業・郵便業、医療・福祉への融資が増加しており、製造業、その他のサービス業、物品貸貸業、宿泊業への融資が減少しています。個人向け融資の住宅ローンは増加しておりますが、消費者ローンは減少しております。

当金庫は今後とも引き続き地元企業に良質な資金提供を行うとともに、住宅ローン及び消費者ローンを通じて個人向けの資金を提供してまいります。

役職員一人当り・一店舗当り貸出金残高

	平成31年3月末	令和2年3月末
役職員一人当り貸出金残高	497	534
一店舗当り貸出金残高	6,621	6,770

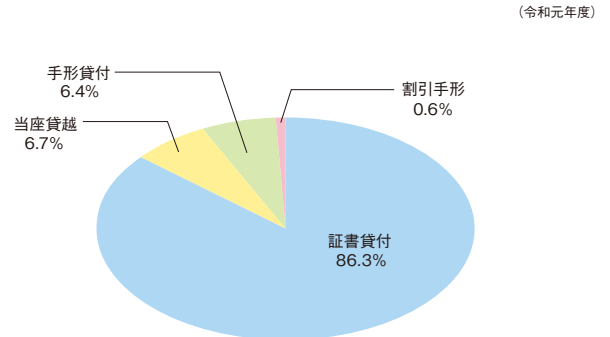
貸出金科目別平均残高・構成比・対前年増減額

	平成30年度		令和元年度		
	平均残高	構成比	平均残高	増減額	構成比
割引手形	1,428	0.7%	1,317	△111	0.6%
手形貸付	13,754	6.7%	13,285	△469	6.4%
証書貸付	176,681	86.6%	177,983	1,302	86.3%
当座貸越	12,304	6.0%	13,712	1,408	6.7%
合計	204,167	100.0%	206,297	2,130	100.0%

消費者ローン・住宅ローン残高

	平成31年3月末	令和2年3月末
消費者ローン	14,988	14,345
住宅ローン	38,927	39,552

貸出金科目別平均残高構成比



貸出金・債務保証見返担保別内訳

	平成31年3月末	令和2年3月末
貸出金残高	205,261	209,896
当金庫預金積金	4,612	4,903
有価証券	55	42
動産	—	—
不動産	56,951	55,941
その他	—	—
保証協会・信用保険	34,235	37,620
保証証	21,455	20,291
信用	87,954	91,097
債務保証見返額	1,738	1,496
当金庫預金積金	18	4
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	645	732
その他	—	—
保証協会・信用保険	—	—
保証証	—	—
信用	1,076	759

不良債権のオフ・バランス化

当金庫は不良債権化した貸出金等を貸借対照表から直接控除するオフ・バランス化を積極的に推進しています。令和元年度にオフ・バランス化した不良債権額は22百万円で、その内訳は次のとおりです。

	金額 (百万円)
直接償却額	22
部分直接償却額	—
合計	22

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円)

	平成31年3月末		令和2年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
製 造 業	11,002	5.4%	10,729	5.1%
農 業 ・ 林 業	534	0.3%	769	0.4%
漁 業	34	0.0%	41	0.0%
鉱業・採石業・砂利採取業	2	0.0%	0	0.0%
建 設 業	11,722	5.7%	12,867	6.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	150	0.1%	154	0.1%
情 報 通 信 業	292	0.1%	441	0.2%
運 輸 業 ・ 郵 便 業	3,766	1.8%	3,806	1.8%
卸 売 業 ・ 小 売 業	15,995	7.8%	16,791	8.0%
金 融 業 ・ 保 険 業	3,602	1.8%	3,691	1.8%
不 動 産 業	43,426	21.2%	43,850	20.9%
物 品 賃 貸 業	1,271	0.6%	1,135	0.5%
学術研究、専門・サービス業	851	0.4%	943	0.4%
宿 泊 業	2,756	1.3%	2,719	1.3%
飲 食 業	2,953	1.4%	2,966	1.4%
生活関連サービス業・娯楽業	2,459	1.2%	2,542	1.2%
教 育 ・ 学 習 支 援 業	832	0.4%	1,041	0.5%
医 療 ・ 福 祉	6,298	3.1%	6,329	3.0%
その他のサービス業	11,728	5.7%	11,499	5.5%
小 計	119,683	58.3%	122,321	58.3%
地 方 公 共 団 体	27,120	13.2%	29,744	14.2%
個人(住宅・消費・納税資金)	58,458	28.5%	57,830	27.6%
合 計	205,261	100.0%	209,896	100.0%
(会 員)	165,507	80.6%	167,919	80.0%
(会 員 外)	39,753	19.4%	41,977	20.0%

代理貸付残高内訳

(単位:百万円)

	平成31年3月末		令和2年3月末	
	債務保証比率	残高	債務保証比率	残高
信金中央金庫	100%	1,661	100%	1,453
日本政策金融公庫	20%・50%・80%	1	20%・50%・80%	1
住宅金融支援機構	0%	6,331	0%	6,191
福祉医療機構	20%・100%	32	20%・100%	26
そ の 他		32		31
合 計		8,057		7,702

貸出金使途別内訳

(単位:百万円)

	平成31年3月末		令和2年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
設 備 資 金	106,664	52.0%	111,559	53.1%
運 転 資 金	98,596	48.0%	98,337	46.9%

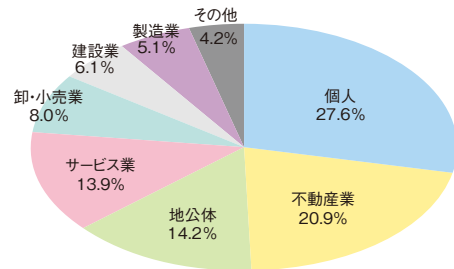
貸出金償却額

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
貸 出 金 償 却 額	0	2

貸出金業種別構成比

(令和2年3月末)



貸出金固定金利と変動金利区分

(単位:百万円)

	平成31年3月末	令和2年3月末
固定金利貸出残高	162,246	166,526
変動金利貸出残高	43,015	43,370
貸 出 残 高 合 計	205,261	209,896

貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

	平成30年3月末	平成31年3月末		令和2年3月末	
	残高	残高	増減額	残高	増減額
一般貸倒引当金	785	629	△155	996	366
個別貸倒引当金	6,160	4,285	△1,874	4,421	136
合 計	6,945	4,914	△2,030	5,417	502

不良債権の開示について

不良債権の開示については、平成10年度より「信用金庫法」によって義務付けられた「リスク管理債権」と、平成11年度より「金融再生法」によって義務付けられた「金融再生法開示債権」があります。

当金庫では、平成12年度より不良債権の査定基準を見直し、より厳しく適用することで資産の健全化を図ることとしています。今後とも積極的に不良債権を開示し透明性を高めるとともに、不良債権の最終処理に努めてまいります。

リスク管理債権について

リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
破綻先債権	336	900
延滞債権	9,022	8,436
3ヵ月以上延滞債権	8	—
貸出条件緩和債権	456	590
合 計	9,823	9,927

令和元年度は、債務者の経営改善の一環として柔軟に条件緩和に応じ、債務者の実態把握のもと、自己査定実施により財務の健全化を図りましたが、業績低迷長期化により財務内容が悪化した債務者もあり、結果として不良資産が微増しました。

令和元年度リスク管理債権比率は4.73%となっています。

- 注) 1. 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ①更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち、次の2つを除いた貸出金です。
- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、「破綻先債権」および「延滞債権」に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」および「3ヵ月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 当金庫では、従来は法人税法の基準により債権の直接償却を行っていましたが、平成12年度より自己査定で無価値または回収不可能と判断された債権については直接減額を行っています。

リスク管理債権の保全状況

(単位:百万円、%)

区 分	年度	残高	担保・保証	貸倒引当金	保全率
破綻先債権	平成30年度	336	128	206	99.72
	令和元年度	900	162	737	99.95
延滞債権	平成30年度	9,022	4,642	3,928	94.99
	令和元年度	8,436	4,387	3,522	93.76
3ヵ月以上延滞債権	平成30年度	8	8	1	117.54
	令和元年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成30年度	456	138	280	91.96
	令和元年度	590	244	194	74.29
合 計	平成30年度	9,823	4,917	4,417	95.03
	令和元年度	9,927	4,794	4,454	93.16

- 注) 1. 貸倒引当金については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
2. 破綻先債権、延滞債権に対して、個別貸倒引当金で合計4,260百万円引き当てていますが、他の債権に対する個別貸倒引当金として161百万円あります。
 3. 3ヵ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権に対しても、一般貸倒引当金より合計194百万円引き当てていますが、貸借対照表の一般貸倒引当金の996百万円より少なくなっています。その差額801百万円は、正常先・その他要注意先の一般貸倒引当金です。
 4. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証・貸倒引当金を設定している割合です。

貸倒引当金等合計から見たリスク管理債権の保全状況

(単位:百万円)



担保・保証・貸倒引当金合計がリスク管理債権より679百万円少なくなっていますが、純資産の部(出資金・準備金・剰余金等)総額24,813百万円で万全の対応となっています。

金融再生法開示債権について

金融再生法開示債権の状況

(単位:百万円)

区分	平成30年度	令和元年度
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	3,609	3,501
危険債権	5,751	5,842
要管理債権	464	590
正常債権	198,238	202,192
合計	208,064	212,127

リスク管理債権は、資産の自己査定における破綻先・実質破綻先・破綻懸念先・要管理先に対する貸出金ですが、金融再生法開示債権は貸出金に係る貸出金以外の債権(未収利息・仮払金・債務保証見返り・当金庫保証付私募債)も開示対象となっています。

令和元年度は、債務者の経営改善の一環として柔軟に条件緩和に応じ、債務者の実態把握のもと、自己査定実施により財務の健全化を図りましたが、業績低迷長期化により財務内容が悪化した債務者もあり、結果として不良資産が微増しました。

令和元年度金融再生法に基づく不良債権比率は4.68%となっています。

- 注)1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状況および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 当金庫では、従来は法人税法の基準により債権の直接償却を行っていましたが、平成12年度より自己査定で無価値または回収不可能と判断された債権について直接減額を行っています。

金融再生法開示債権の保全状況

(単位:百万円、%)

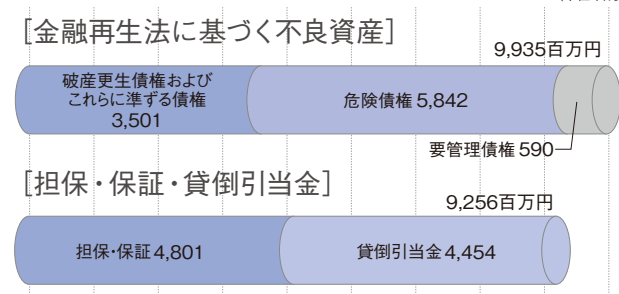
区分	年度	残高	担保・保証	貸倒引当金	保全率
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	平成30年度	3,609	1,406	2,202	99.97
	令和元年度	3,501	1,240	2,260	99.99
危険債権	平成30年度	5,751	3,365	1,934	92.15
	令和元年度	5,842	3,316	1,999	90.99
要管理債権	平成30年度	464	147	282	92.51
	令和元年度	590	244	194	74.29
合計	平成30年度	9,825	4,918	4,419	95.04
	令和元年度	9,935	4,801	4,454	93.16

「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常先・その他要注意先に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。

- 注)1. 金融再生法上の不良債権9,935百万円に対し担保・保証・貸倒引当金の合計は9,256百万円となっています。
2. 金融再生法上の不良債権に対しては、貸倒引当金を合計4,454百万円引き当てていますが、貸借対照表の貸倒引当金残高(5,256百万円)より少なくなっています。その差額801百万円は、正常先・その他要注意先の一般貸倒引当金です。

貸倒引当金等合計から見た金融再生法開示債権の保全状況

(単位:百万円)



担保・保証・貸倒引当金合計が金融再生法開示債権より679百万円少なくなっていますが、純資産の部(出資金、準備金、剰余金等)総額24,813百万円で万全の対応となっています。

《自己査定》

資産の自己査定とは、金融機関が自らの責任で特定の基準日を定め、当該基準日において保有しているすべての資産を回収の危険性または価値の毀損の度合いに従って査定区分することです。

具体的にはI分類(非分類)、II分類、III分類およびIV分類の4段階の分類区分となっています。

《貸出金の直接償却と間接償却》

直接償却とは、貸出金の切り捨てや債権放棄によって対象となる不良債権の額を貸借対照表から控除することです。

間接償却とは、対象となる不良債権を資産として残したまま、「個別貸倒引当金勘定」に必要な額を積み立てるものです。

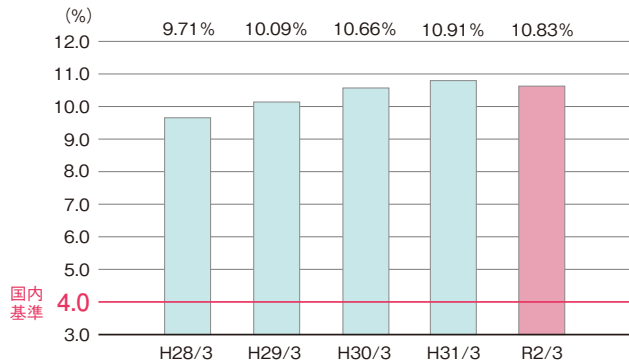
なお、不良債権が完全に回収不能となった時点で「個別貸倒引当金勘定」から相当額を払い出し、貸借対照表から控除します。

《分類区分と分類の定義》

分類区分	分類の定義
I分類(非分類)	回収の危険性または価値の毀損の危険性について問題のない資産(以下のII分類、III分類およびIV分類以外の債権等の資産である)。
II分類	債権確保上の諸条件が満足に満たされないため、あるいは信用上疑義が存するなどの理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産。
III分類	最終の回収または価値について重大な懸念が存し、したがって損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産。ただし、III分類については、金融機関にとって損失額の推計がまったく不可能とするものではなく、個々の資産の状況に精通している金融機関自らのルールと判断により損失額を見積ることが適当とされるもの。
IV分類	回収不可能または無価値と判定される資産(その資産が絶対的に回収不可能または無価値であるとするものではなく、また、将来において部分的な回収がありうるとしても、基本的に査定基準日において回収不可能または無価値と判定できる資産である)。

単体自己資本比率（国内基準）

■自己資本比率の推移



■当金庫の自己資本比率について

当金庫の自己資本比率は、令和2年3月末10.83%と国内基準である4%を大きく上回っています。

なお、自己資本比率の算出については、平成25年度より新たな自己資本比率規制（バーゼルⅢ）に基づいて算出しています。その中で、土地再評価差額金については、経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第5項）を適用しています。

■自己資本調達手段の概要

自己資本額は、「コア資本に係る基礎項目」から「コア資本に係る調整項目」を減算し、算出します。「コア資本に係る基礎項目」は、会員の皆様から受け入れた出資金や毎期の利益の積み重ねである利益剰余金などにより構成されます。また、「コア資本に係る調整項目」は、一般的に損失吸収力に乏しいと考えられる資産、金融機関間でのリスクの連鎖を防止する観点から保有を抑制する必要があると考えられる資産などにより構成されます。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っています。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しています。

将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えています。

《自己資本比率》

バーゼル銀行監督委員会の合意に基づく自己資本比率規制では、市場規律の実効性の向上を狙いとした自己資本の充実度に関する情報開示が求められており、直面する各種リスクをより精緻に計測・把握することで、金融機関のリスク管理態勢の向上を促す内容となっています。

自己資本比率は18Pの「(1) 自己資本の構成に関する事項」の表から算出しますが、国内でのみ営業を行う信用金庫の場合、最低自己資本比率4%を満たす必要があります。

《リスク・アセット》

リスク（危険性）のある資産ということですが、貸出金や有価証券を始めとする保有資産に対し当局が定めた危険度（リスク・ウェイト）をそれぞれの資産毎に掛け合わせてリスク・アセットを算出します。例えば、国債はリスク・ウェイト0%、金融債はリスク・ウェイト20%というようになっています。

《オン・バランス取引とオフ・バランス取引》

オン・バランス取引とは、貸借対照表上に計上されている取引のことをいいます。逆に、貸借対照表上に計上されていない取引のことをオフ・バランス取引といいます。オフ・バランス取引の例としては通貨、金利等の先物取引、オプション取引、スワップ取引等があります。

単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	22,363	22,474
うち、出資金および資本剰余金の額	2,088	2,027
うち、利益剰余金の額	20,337	20,508
うち、外部流出予定額(△)	62	60
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	629	996
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	629	996
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	192	153
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	23,185	23,624
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	128	104
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	128	104
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	178	71
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	47	51
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	354	227
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)(ハ))	22,830	23,396
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	197,739	204,813
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	853	853
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	853	853
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	11,363	11,135
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	209,102	215,948
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.91%	10.83%

注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準全庫であります。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	197,739	7,909	204,813	8,192
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	190,656	7,626	192,617	7,704
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	60	2	80	3
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	61	2	60	2
我が国の政府関係機関向け	1,042	41	921	36
地方三公社向け	383	15	303	12
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	25,485	1,019	24,021	960
法人等向け	67,275	2,691	74,876	2,995
中小企業等向けおよび個人向け	55,079	2,203	53,610	2,144
抵当権付住宅ローン	9,066	362	8,307	332
不動産取得等事業向け	20,527	821	19,509	780
3ヵ月以上延滞等	1,203	48	887	35
取立未済手形	17	0	8	0
信用保証協会等による保証付	778	31	944	37
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	2,522	100	2,070	82
出資等のエクスポージャー	2,522	100	2,070	82
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	7,154	286	7,014	280
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,184	87	2,184	87
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	348	13	484	19
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	4,621	184	4,345	173
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	6,229	249	11,342	453
ルック・スルー方式	6,229	249	11,342	453
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	853	34	853	34
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	11,363	454	11,135	445
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	209,102	8,364	215,948	8,637

注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフバランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「我が国の中央政府および中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

オペレーショナル・リスク相当額 (基礎的手法) の算定方法

粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額) × 15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

① リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しています。そして、モンテカルロシミュレーションを活用して、VaRを算出し、信用リスクの計量化を図っています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、融資委員会やALM委員会が協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、経営会議といった経営陣に対し報告する態勢を整備しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」、「貸出資産査定要領」、「貸出資産査定事務マニュアル」、「償却・引当規程」および「与信償却引当マニュアル」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

② リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の5つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

◎ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク ◎S&Pグローバル・レーティング ◎フィッチレーティングスリミテッド ◎(株)格付投資情報センター ◎(株)日本格付研究所
貸出金については、適格格付機関の利用はしていません。

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
		貸出金、コミットメントおよび その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引		平成30年度	令和元年度
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度		
国 内	443,588	442,646	205,466	210,060	104,407	105,135	—	—	2,822	2,507	
国 外	30,264	31,303	—	—	30,264	31,303	—	—	—	—	
地 域 別 合 計	473,853	473,950	205,466	210,060	134,672	136,439	—	—	2,822	2,507	
製 造 業	35,473	41,632	11,263	11,018	22,946	29,373	—	—	19	147	
農 業 ・ 林 業	618	870	618	870	—	—	—	—	—	—	
漁 業	48	58	48	58	—	—	—	—	—	—	
鉱業・採石業・砂利採取業	2	0	2	0	—	—	—	—	—	—	
建 設 業	14,374	16,207	12,674	13,707	1,700	2,500	—	—	226	176	
電気・ガス・熱供給・水道業	6,089	6,389	150	154	5,805	6,101	—	—	—	—	
情 報 通 信 業	2,190	2,573	293	441	1,506	1,505	—	—	2	2	
運 輸 業 ・ 郵 便 業	13,011	13,451	3,807	3,947	9,101	9,401	—	—	7	7	
卸 売 業 ・ 小 売 業	24,347	25,414	16,364	17,134	7,724	8,021	—	—	1,089	1,067	
金 融 業 ・ 保 険 業	146,456	142,610	3,605	3,727	24,624	25,397	—	—	—	—	
不 動 産 業	54,448	56,525	46,321	47,078	8,126	9,447	—	—	289	191	
物 品 賃 貸 業	1,273	1,137	1,273	1,137	—	—	—	—	6	10	
学術研究、専門・技術サービス業	1,052	1,131	1,052	1,131	—	—	—	—	13	9	
宿 泊 業	2,763	2,731	2,763	2,731	—	—	—	—	41	41	
飲 食 業	3,630	3,622	3,630	3,622	—	—	—	—	53	61	
生活関連サービス業・娯楽業	3,055	3,177	2,855	2,977	199	199	—	—	3	62	
教 育 ・ 学 習 支 援 業	851	1,075	851	1,075	—	—	—	—	2	—	
医 療 ・ 福 祉	6,634	6,626	6,634	6,626	—	—	—	—	58	21	
その他のサービス	13,167	13,929	12,338	12,101	680	1,720	—	—	731	518	
国・地方公共団体等	79,412	72,540	27,155	29,769	52,256	42,770	—	—	—	—	
個 人	51,758	50,747	51,758	50,747	—	—	—	—	276	189	
そ の 他	13,191	11,496	—	—	—	—	—	—	—	—	
業 種 別 合 計	473,853	473,950	205,466	210,060	134,672	136,439	—	—	2,822	2,507	
1 年 以 下	94,584	92,901	26,391	27,542	17,533	15,358	—	—	—	—	
1 年 超 3 年 以 下	61,835	59,024	15,717	13,432	27,118	20,591	—	—	—	—	
3 年 超 5 年 以 下	38,743	43,350	19,761	20,382	18,981	22,954	—	—	—	—	
5 年 超 7 年 以 下	40,049	36,088	18,988	20,365	18,983	15,494	—	—	—	—	
7 年 超 1 0 年 以 下	60,445	64,418	31,777	31,352	25,945	32,827	—	—	—	—	
1 0 年 超	129,270	131,027	86,446	90,817	26,109	29,212	—	—	—	—	
期間の定めのないもの	48,925	47,139	6,383	6,167	—	—	—	—	—	—	
残 存 期 間 別 合 計	473,853	473,950	205,466	210,060	134,672	136,439	—	—	—	—	

注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成30年度	785	△155	—	—	629
	令和元年度	629	366	—	—	996
個別貸倒引当金	平成30年度	5,987	556	1,940	466	4,137
	令和元年度	4,137	660	60	477	4,260
合 計	平成30年度	6,772	400	1,940	466	4,766
	令和元年度	4,766	1,027	60	477	5,256

注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業 種	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
製 造 業	559	542	99	88	34	4	82	63	542	563	—	—
農 業 ・ 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	2,321	278	52	68	1,888	18	208	14	278	313	—	2
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	2	6	4	—	—	—	0	4	6	2	—	—
運 輸 業 ・ 郵 便 業	49	53	4	47	—	—	0	4	53	96	—	—
卸 売 業 ・ 小 売 業	1,091	1,125	97	64	—	25	39	103	1,149	1,060	—	—
金 融 業 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	202	153	0	1	12	—	36	17	153	137	—	—
物 品 賃 貸 業	9	10	2	—	—	—	1	0	10	10	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	11	21	11	0	0	4	0	4	21	13	—	—
宿 泊 業	653	671	28	9	—	—	10	11	671	669	—	—
飲 食 業	89	109	27	19	1	—	6	19	109	109	—	—
生活関連サービス業・娯楽業	198	192	—	76	1	—	4	49	192	220	—	—
教 育 ・ 学 習 支 援 業	2	26	1	1	—	2	1	0	2	25	—	—
医 療 ・ 福 祉	203	191	18	9	—	—	29	4	191	197	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	383	510	147	256	—	4	20	139	510	622	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	208	243	61	17	1	0	24	42	243	217	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	5,987	4,137	556	660	1,940	60	466	477	4,137	4,260	—	2

注) 1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2.業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 3.当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成30年度		令和元年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	109,181	—	103,518
10%	4,606	14,208	3,904	15,368
20%	91,622	19,004	88,731	17,960
35%	—	25,917	—	23,741
40%	300	—	800	—
50%	43,831	20,356	53,703	33,162
70%	861	—	1,359	—
75%	—	60,071	—	50,097
100%	11,227	71,900	11,026	69,897
120%	304	—	303	—
150%	—	349	—	181
250%	—	108	—	193
合計	473,853		473,950	

- 注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置であり、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識しています。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「規程」および「担保評価要領」等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っています。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当致します。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として信用保証協会保証、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、信用保証協会保証付をリスク・ウェイト0%または10%、独立行政法人農林漁業信用基金保証付、香川県農業信用基金協会保証付をリスク・ウェイト10%を適用し、その他の保証会社(ジャックス・しんきん保証基金・全国保証・セディナ・オリックス・オリックスクレジット・アイフル・クレディセゾン・オリエントコーポレーション等)は格付に応じたリスク・ウェイトを適用しています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	5,285	5,510	27,275	41,655	—	—
①ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	954	1,155	1,576	1,820	—	—
④中小企業等・個人向け	4,072	4,121	25,564	39,741	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	53	43	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	200	190	—	—	—	—
⑦3か月以上延滞等	4	0	134	92	—	—

注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

① リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫における証券化取引の役割としては、投資家ならびにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて資金運用委員会ならびに資金運用小委員会に諮り、適切なリスク管理に努めています。また、証券化商品への投資は、個別案件ごとに十分な検討を行い、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

一方、オリジネーター業務については、中小企業者の資金調達の一手段としての位置付けと捉えています。

② 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しています。

③ 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「経理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

④ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の5機関を採用することとしています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ◎ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク ◎S&Pグローバル・レーティング ◎フィッチレーティングスリミテッド
- ◎(株)格付投資情報センター ◎(株)日本格付研究所

イ. 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

該当ございません。

ロ. 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

該当ございません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、リスク管理担当役員に報告するとともに、各種リスクの分析を実施し、定期的に経営会議等へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、個別に十分な検討を行い適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「経理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	3,051	3,051	2,545	2,545
非上場株式等	2,538	2,538	2,513	2,513
合 計	5,590	5,590	5,058	5,058

- 注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上場株式等には、上場投資信託 (ETF) 等を含んでおります。
3. 非上場株式等には、信金中金出資金等を含んでおります。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
評 価 損 益	886	806

ロ. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
売 却 益	167	12
売 却 損	33	198
償 却	—	—

二. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	6,229	11,342
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	—	—
フォール・バック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	—	—

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

①リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「金融機関の業務の過程、従業員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しています。オペレーショナル・リスクに含まれるリスクを「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」、「風評リスク」の6つのリスクに分類し、確実にリスクを認識・評価する態勢となっています。

また、これらのリスクについて各種委員会で協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しています。

②オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しています。

(10) 銀行勘定における金利リスクに関する事項

①リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としています。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク (BPV、VaR) の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや金利リスク管理システムにより定期的な計測を行い、ALM委員会と協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

②金利リスク (IRRBB) の算定手法の概要

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割当て方法およびその前提	金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は考慮していません。
複数の通貨の集計方法およびその前提	当金庫は円貨建の資産および負債のみを保有しています。
スプレッドに関する前提	割引金利間の相関や割引金利のリスクフリー・レートに対する追従は考慮していません。
内部モデルの使用等、 ΔEVE および ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルは使用していません。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	ΔEVE については、貸出金、有価証券等の資産残高の増加によりリスク量が増加しました。 ΔNII については、開示初年度であるため記載はありません。

③IRRBB:金利リスク

(単位:百万円)

項番		ΔEVE		ΔNII	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
1	上方パラレルシフト	10,387	11,361		0
2	下方パラレルシフト	0	0		301
3	スティープ化	7,910	8,833		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	10,387	11,361		301
8	自己資本の額	平成30年度 22,830		令和元年度 23,396	

注) 1. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、令和2年3月末から ΔNII を開示することとなりました。このため、開示初年度につき、令和元年度のみを開示しております。